

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

## 民法組合を使った節税はNO

**Q** : 民法上の組合を使って映画フィルムの減価償却費を損金算入する節税手法に最高裁の判断が下されたとか。どのような判決になったのですか？

**A** : 納税者の主張を退ける判決となりました。

### 【解説】

この事案は、民法組合を通じて行った映画フィルム取引から生じた減価償却費を、組合員である法人が損金算入したことにつき、課税当局がこれを認めず、更正処分を行ったことに端を発するものですが、最高裁は、原審である大阪高裁の判断を支持し、課税当局の行った更正処分を認める判決を下しました。

判決では、組合が映画配給会社の権利を制限したり、配給契約を解除することができないこと、組合員である法人が不動産業を営む会社であり、映画の製作や配給等の事業に関与したことがないことなどから、実質的に映画についての使用収益権限及び処分権限を失っている状態にあること、組合が映画の購入資金の3/4を占める借入金の返済につき負担しない地位にあること、組合員が映画の配給収益が出資額に相応するかに関心がないことなどから、映画が組合事業の収益を生む源泉であるとはみることができないとした上で、映画フィルムは組合の事業の用に供しているとはいえ、減価償却資産には当たらないとして課税当局の更正処分を認める判断を下しています。

